

平成29年度保育施設利用調整基準表

新・変・転  
月

児童名

区分	父の状況			母の状況			
	基本点	加算点数		基本点	加算点数		
就労・採用予定	8h以上	20	週5日以上	3	20	週5日以上	3
	7~8h未満	19	週5日以上		19	週5日以上	
	6~7h未満	18	かつ	1	18	かつ	1
	5~6h未満	17	1日8時間以上		17	1日8時間以上	
	4~5h未満	16	居宅外	2	16	居宅外	2
	4h未満	15			15		
	採用予定(生計中心者・保育士等優先利用希望者を除く)	15			15		
内職	16			16			
求職中・起業準備	10	倒産・解雇	5	10	倒産・解雇	5	
		生計中心者	3		生計中心者	3	
出産予定				33			
疾病	20	入院(1ヶ月以上)	13	20	入院(1ヶ月以上)	13	
		常時臥床・特定疾患			常時臥床・特定疾患		
		6ヶ月以上の通院歴	6		6ヶ月以上の通院歴	6	
		上記以外	4		上記以外	4	
障害	身体障害	20	1・2級	13	20	1・2級	13
			3級	10		3級	10
			上記以外	6		上記以外	6
	精神障害	20	1級	13	20	1級	13
			2級	10		2級	10
			3級	6		3級	6
知的障害	20	①・A・B	13	20	①・A・B	13	
		C	10		C	10	
看護	20	常時臥床の親族を看護	10	20	常時臥床の親族を看護	10	
		通所・通院の付添い	10		通所・通院の付添い	10	
		週5日以上			週5日以上		
		同週4日以上	8		同週4日以上	8	
		上記以外	4		上記以外	4	
介護	20	要介護3~5	10	20	要介護3~5	10	
		要介護2	8		要介護2	8	
		要介護1	4		要介護1	4	
週3日以上介護保険サービス利用あり	18			18			
災害復旧	50			50			
就学	就学中	18	職業訓練	4	18	職業訓練	4
	就学予定	11			11		
不存在	別居	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20	24	離婚調停中 拘禁中等 証明あり	20
	不存在	60			60		
計				計			

調整指数1(保育状況)		点数
区分		
記載なし		0
委託	特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を利用中	5
	幼稚園に通園中	7
	家庭保育室に委託中(ベビーシッター等含む)	7
	ナーサリールーム・その他の認可外保育施設に委託中	7
	保育施設の一時的保育を利用中	7
	事業所内保育施設に委託中	7
	養護施設等に入所中	15
保護者が保育	自宅にて保育	2
	自宅外にて保育	3
	育児休業中・産前産後休暇中	6
	認可保育所、認定こども園(保育所部分)または小規模保育施設を利用していたが、保護者が下の子の育児休業を取得するに伴い、自主的に退所した児童の再入所申込みおよび、同時申込みの兄弟姉妹	11
保護者以外が保育	祖父母・その他の親族が保育	3
	知人が保育	4
計		

調整指数2(加算状況)		点数
区分		
乳幼児保育所・小規模保育施設・定期保育 卒園児		5
転園	転居・勤務地の変更・在園施設の移転	
	兄弟姉妹が在園する保育施設への転園	
	市外委託先から市内保育施設への転園	2
市外からの転入予定で、現在居住地の認可保育施設在園の新規申込み		
生活保護等受給世帯		5
単身赴任中		4
保護者に、主たる事由以外に1つ以上要件を満たす事由あり(条件あり)		1
保護者が保育士・保育教諭で、市内保育施設に勤務中または採用予定		9
兄弟姉妹	障害児あり	3
	未就学児童あり	
	同一園を第一希望とするもの	3
	上記以外	2
未就学児童なしで、小4までの就学児童あり		1
兄弟姉妹3人以上家庭(3人目以降人数につき1点)		1/人
父方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	
	別居・不存在	1
父方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	
	別居・不存在	1
母方祖父	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	
	別居・不存在	1
母方祖母	同居(65歳以上または保育ができない理由あり)	
	別居・不存在	1
計		

合計

状況別優先順位表	
要保護	1
育成支援児	2
不存在	3
災害復旧	4
疾病・障害	5
出産	6
看護・介護	7
就労中	8
育児休業中	9
学生	10
稼働予定	11
求職中	12
在園者	13

- 兄弟同時希望時の意向
- ①同保同時
  - ②同保順次(上)
  - ③同保順次(下)
  - ④別保同時(同)
  - ⑤別保同時(希)
  - ⑥別保順次(同)
  - ⑦別保順次(希)
  - ⑧その他
- ( )

※異なる家庭状況で同点の場合は「状況別優先順位表」の順により選考する。  
 なお、状況別優先順位が同位の場合は、前年度市民税所得割額(住宅借入金等特別控除前の税額)の低い世帯から選考する。  
 ※要保護児童およびさいたま市公立保育所育成支援制度対象児童については入所について考慮する。  
 ※本基準表は、平成29年4月入所における利用調整から適用する。